

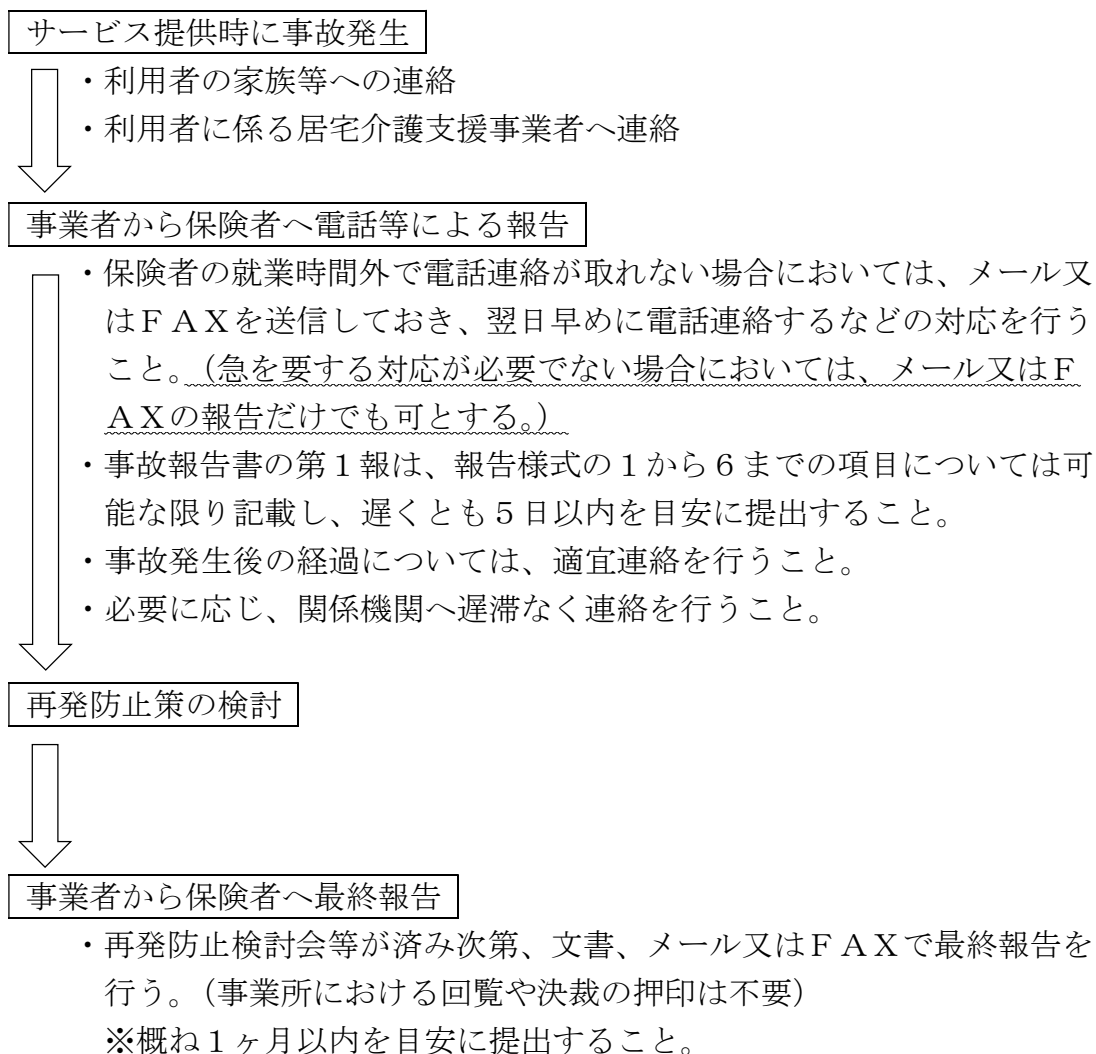
指定介護事業者における事故発生時の報告マニュアル

志布志市 保健課 介護保険係

1 目的

指定介護事業者（以下「事業者」という）が、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 報告のフロー図



3 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は次の事由に該当する場合に保険者に対して報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

(注2) 怪我の程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注) 利用者の処遇に関連するものに限る。(例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など)

(3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、規定値を超えるレジオネラ菌が検出されたとき

(注1) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従うこと。

(注2) 報告の範囲については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年老発第0222001）」に従って報告すること。

(注3) 新型コロナウイルス感染症については、上記（注2）にかかわらず、当分の間、次により扱うこととする。

ア) 感染者（利用者）が1名の場合であっても報告の対象とする。

イ) 職員のみ感染は報告の対象としない。

ウ) 感染者の指名については報告を要しない。

(注4) 事故報告の対象とならない場合であっても「介護現場における感染対策の手引き 第2版（令和3年3月厚生労働省老健局）」に従い、指定権者等への報告を要するものであること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

※介護事故として報告すべきか判断に迷った際は、市へ問い合わせること。